

2021年11月11日

株式会社True Data

代表取締役社長 米倉 裕之

問合せ先：

03-6430-0721

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、持続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの充実によって健全で透明な経営体制を構築することが重要であると考えております。

具体的には、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、当社内の各部門が諸規程に準拠して業務を遂行することによって、リスク対策を実施しております。さらに社員教育の充実によって、役職員のコンプライアンス意識の喚起を行い、経営の健全性の確保に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社プラネット	1,176,000	26.5
株式会社INCJ	1,063,400	24.0
株式会社デジタルガレージ	320,000	7.2
AGB Nielsen Media Research B.V.	320,000	7.2
第一生命保険株式会社	300,000	6.8
株式会社タケオホールディングス	170,000	3.8
株式会社ドコモ・インサイトマーケティング	170,000	3.8
株式会社博報堂	170,000	3.8
株式会社博報堂プロダクツ	170,000	3.8
株式会社インテック	100,000	2.3

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—
---

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
玉生 弘昌	他の会社の出身者							○				
結城 義晴	他の会社の出身者											
伊藤 久美	他の会社の出身者											
老岐 浩一	他の会社の出身者											
石原 弘隆	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
玉生 弘昌		株式会社プラネットの代表取締役会長であります。	玉生弘昌氏は、当社主要株主である株式会社プラネットの代表取締役会長であり、長年にわたる上場企業の役員としての経験と、経営者としての高い見識に基づき、当社の経営の監督機能強化の役割を担うとともに、経営全般に関し有用な助言・提言をいただいております。

<p>結城 義晴</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>結城義晴氏は、長年流通業界向けの出版事業に携わると共に、セミナー・研修を主催するなどの活動を通じて得られた豊富な経験と流通業界全般にわたる幅広い見識に基づき、当社の経営全般に対して的確な指摘・助言をいただいております。当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視していただいております。</p> <p>また、同氏は、当社株式を10,000株、ストックオプション50個(5,000株)を保有しておりますが、当社の主要取引先・主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関し東京証券取引所が定める項目に該当するものはないと判断しております。</p>
<p>伊藤 久美</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>伊藤久美氏は、グローバル企業などでの豊富な経験と、経営者としての高い見識に基づき、当社の経営の監督機能強化の役割を担うとともに、マーケティング、IT、グローバル戦略等に関し有用な助言・提言をいただくことにより、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視していただいております。</p>

			<p>す。</p> <p>また、当社の主要取引先・主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関し東京証券取引所が定める項目に該当するものはないと判断しております。</p>
<p>壺岐 浩一</p>	○	—	<p>壺岐浩一氏は、長年にわたる上場企業の役員としての経験と、経営者としての高い見識に基づき、当社の経営の監督機能強化の役割を担うとともに、経営全般に関し有用な助言・提言をいただいております。</p> <p>また、同氏は、当社株式を27,500株保有しておりますが、当社の主要取引先・主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関し東京証券取引所が定める項目に該当するものはないと判断しております。</p>
<p>石原 弘隆</p>	○	—	<p>石原弘隆氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした弁護士としての専門的見地から、当社の経営の監督機能強化の役割を担うとともに、コンプライアンス強化に資する助言・提言をいただくことにより、業務執行に係る意思決定の妥当性・適法性確保に寄与いただいております。</p> <p>また、当社の主要取引先・</p>

			主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関し東京証券取引所が定める項目に該当するものはないと判断しております。
--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

任命された監査等委員会補助者がその職務補助を行う際は、当該補助者は監査等委員会の指揮下にあつて、業務執行者からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会が発する指示の実効性を確保します。
---

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門として内部監査室を設置しております。毎月開催される監査等委員会には、原則として内部監査室長が同席し、内部監査実施状況等の報告を適宜行っております。監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、三様監査会議にて相互の監査計画の交換並びに監査実施状況の説明・報告を定期的に行っております。このように監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は、相互補完的且つ効果的な監査が実施できるよう相互の情報共有に努めており、監査の質的向上を図っております。
--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
----------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する役員及び従業員の意識と士気を高めるため、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、執行役員、従業員
-----------------	----------------------

該当項目に関する補足説明

株主総会で承認された範囲内で、その地位及び役割期待に応じてストックオプションを付与しておりません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）に区分し、支給人員および支給総額を開示しております。また、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は開示しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、2018年6月27日開催の株主総会の決議にもとづき、監査等委員を除く取締役に支給する報酬限度額の上限を年額150百万円、監査等委員の取締役に支給する報酬限度額の上限を50百万円としております。当社の取締役の報酬は基本報酬とし、将来的に業績連動報酬および株式報酬の導入を検討するものとしております。また、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、中長期的な企業価値の向上、持続的な成長に貢献できる優秀な経営人材を維持・確保することを目的としております。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、また外部の客観的なデータや同規模類似企業の報酬支給状況、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、社内取締役である常勤の監査等委員および経営戦略部が、必要に応じて情報を社外取締役に伝達する体制を取っております。取締役会の資料は、取締役会の事務局たる管理部より原則として事前配布し、社外取締役の十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応していくとともに、取締役会の議決権を有する社外取締役の増員等により取締役会の経営監督機能を強化することによって、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社を採用しております。

・取締役及び取締役会

当社取締役会は、代表取締役社長の米倉裕之を議長とし、中津武（取締役 CSO）、玉生弘昌(社外取締役)、結城義晴(社外取締役)、伊藤久美(社外取締役)、川崎清(常勤監査等委員)、老岐浩一(監査等委員、社外取締役)、石原弘隆(監査等委員、社外取締役)を含めた8名の取締役で構成されており、経営上の最高意思決定機関として、取締役会規則に基づき重要事項（経営方針、事業計画、重要な財産の取得及び処分等）を決定し、業務執行状況を監督しております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時取締役会を開催しております。

・代表取締役社長

経営及び業務執行責任者として、当社を代表し、取締役会の議事運営に当たるとともに、当社全般の業務執行を統括しております。

・監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であります。

当社では、監査等委員である常勤取締役（1名）及び監査等委員である非常勤取締役（2名）を選任しております。監査等委員である取締役は取締役会に出席し、社内の実態の把握に努めるとともに、監査等委員でない取締役の意見聴取や資料閲覧等を通じて業務監査、会計監査を実施しております。監査等委員である常勤取締役においては、取締役会以外の重要な会議にも出席するとともに、内部監査にもオブザーバーとして立ち会っており、監査等委員でない取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。

また、内部監査室及び会計監査人との相互補完的かつ効果的な監査ができるよう、相互に情報共有に努め、連携を図っております。

・経営戦略会議

経営戦略会議は、代表取締役社長、取締役 CSO、常勤監査等委員、各部門長及び経営戦略部員を構成員としております。原則毎月1回開催しており、経営上の課題を審議し、取締役会に報告しております。

・役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各取締役の担当業務とその内容、経済情勢、従業員の給与額とのバランス等を考慮し、監査等委員に代表取締役社長から具体的数値を提案、審議した内容に基づき、取締役会より一任された代表取締役社長が報酬額を決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬額に関しては、監査等委員会で協議の上、決定しております。



3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は設立以来、監査役設置会社としておりましたが、社外取締役である監査等委員が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることができると考え、2018年6月の定時株主総会で定款を変更し、監査等委員会設置会社に移行しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催時期を毎年6月20日前後に設定しており、集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	現時点においては導入しておりませんが、株主の方々のご意向を勘案しつつ、今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点においては導入しておりませんが、株主の方々のご意向を勘案しつつ、今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で、招集通知(要約)の英文での提供については予定しておりませんが、外国人株主の状況を勘案しつつ、今後検討してまいります。
その他	株主総会のオンライン開催については、他社株主総会の動向等を参考としつつ、今後検討してまいります。
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページにおいて公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び通期決算確定後のタイミングで、個人投資家向け説明会を定期的を開催することを検討しております。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期決算及び通期決算確定後のタイミングで、アナリスト・機関投資家向け説明会を定期的に開催することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点で、海外投資家向けの定期的説明会については予定しておりませんが、上場後の外国人株主の状況を勘案しつつ、今後検討してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページにIR専用ページを設け、各種IR資料その他の開示すべき情報を適時に掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動に向けた体制は、代表取締役社長をトップとし、次のとおり構築する予定となっております。 IR担当責任者：取締役CSO（コーポレート管掌・執行役員経営戦略部長）中津 武 担当部署：管理部(執行役員管理部長 浅見 明生)	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念（パーパス）として「データと知恵で未来をつくる」を掲げ、当社ビジネスに関わるあらゆる人々の幸せと未来をつくることを目指し、ステークホルダーの立場を尊重しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は経営の行動指針として「社会へ貢献し、持続的な成長を追求します」「地域や規模を超え、あらゆる組織のデータ活用を支援します」「データやテクノロジーを使う人の教育を推進します」を定めており、SDGsが掲げる「誰一人取り残されない」社会の実現を目指して、データとテクノロジーを活用した地域課題の指標化による可視化および解決支援、女性向けのIT雇用機会の提供、各地域の教育機関の教育支援などに取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーの皆様に対する積極的な情報開示を行う方針であります。
その他	—
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に向けた基本方針を、以下のとおり定めております。

取締役および従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令および社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとります。

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員による取締役の業務執行の監視に加え、社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役および使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、社長に報告します。

また、法令や社内規程上疑義のある行為などについてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用します。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、人事総務部を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書または電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行います。

なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧でき、担当役員はその要請に速やかに対応します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理基本規程に基づいて、人事総務部を管掌する取締役を担当役員とし、人事総務部をリスク責任部門とします。

また、人事総務部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備し、定期的に取り締役に對してリスク管理に関する事項を報告します。

なお、不測の事態が発生した場合には、社長を長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告させることにより業務執行の監督を行います。

また、取締役の職務の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌および適切な執行役員の任命を行います。また、適切な権限の委譲および部門間の相互牽制機能を備えた「職務権限規程」を制定しております。

さらに、社長と各部門長および常勤監査等委員が出席する「経営戦略会議」において、当社の経営戦

略の策定および進捗管理を行いその有効活用を図ります。

5. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は、監査等委員がそれを指定します。また、内部監査担当者は、監査等委員に協力します。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けません。また、当該従業員の人事異動および人事考課を行う場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施します。

7. 取締役および使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役および使用人は、重大な法令違反および著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員に報告します。監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めます。

8. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求め、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒否しません。

また、監査等委員は、内部監査担当者および会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行ない、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施します。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶します。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、人事総務部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行なう体制を整備します。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、または不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

当社は反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないものとし、反社会的勢力への対応にあたっては、従業員等の安全を最優先するものとするを基本方針としております。反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放推進センター、公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備しております。

2. 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社は、「反社会的勢力排除に向けた体制」として、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶することを定めております。また、反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、人事総務部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行います。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

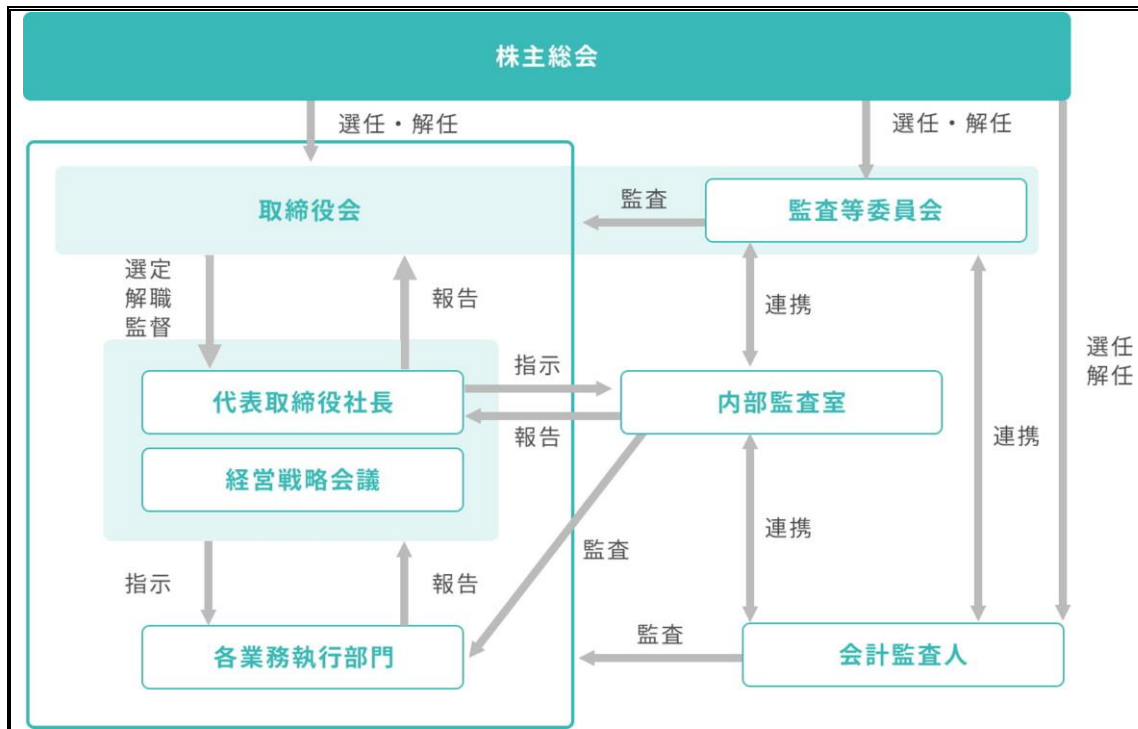
該当項目に関する補足説明

—
---

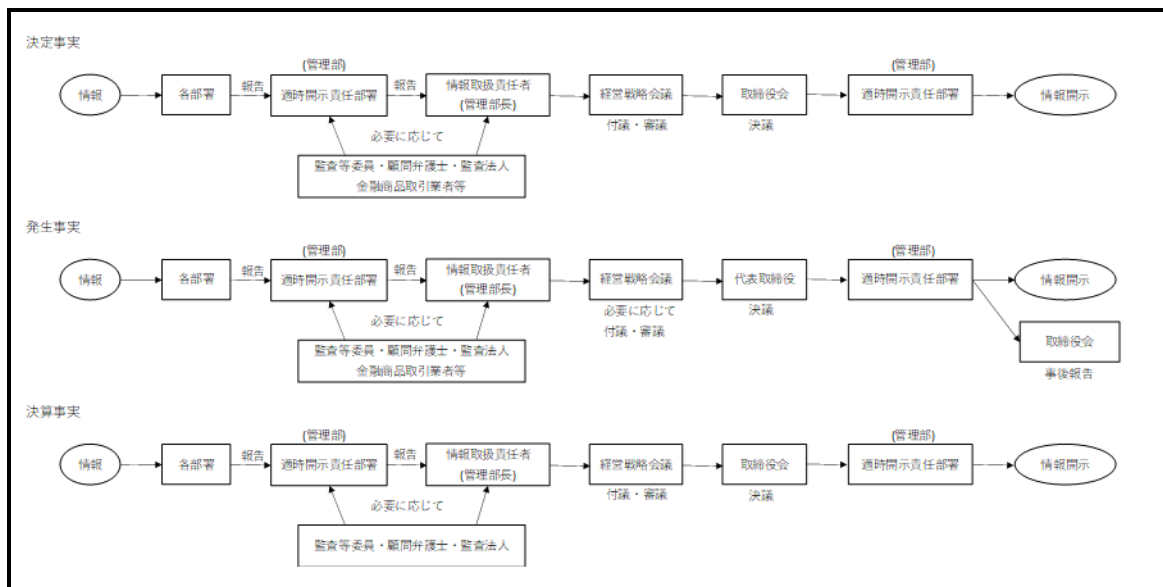
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—
---

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上